

「子ども・子育て会議」について

1. 設置根拠

○「子ども・子育て支援法」に規定

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

○新潟市子ども・子育て会議条例

資料1のとおり

2. 役割

○子ども・子育て支援法における所掌事務

- ・認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定について意見する。
- ・地域型保育事業(小規模保育等)の利用定員の設定について意見する。
- ・市が子ども・子育て支援事業計画を策定、変更の際に意見する。
- ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。(すこやか未来アクションプランの進行管理を含む)

○新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを行っていく(PDCAサイクルを回していく)

⇒幅広い関係者によるバランスの良い構成が必要

○調査審議事項

- ・潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか(不足していないか、過剰に見積もられていないか)
- ・認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業のバランスのあり方、提供体制のあり方や目標
- ・ニーズを満たすのに必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・費用の使途実績や事業の点検評価
- ・計画を見直すべき点はないか など

3. 新制度施行までの審議事項

主な審議事項

○ニーズ調査

○子ども・子育て支援事業計画

○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用定員

○その他、新制度を施行するにあたり市が決定すべき重要な事項

4. 部会の設置

○新制度施行までの期間を考慮するとともに、より深い議論を行うため、ワーキンググループとなる「部会」の設置を提案

①幼保部会

・認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業に関すること

幼保連携型認定こども園の認可基準、地域型保育事業の認可基準、保育所の認可基準、地域型保育事業の認可基準、給付対象として確認を受ける施設の運営基準、給付対象として確認を受ける地域型保育事業の運営基準、支給認定基準(保育の必要性の認定基準)を含む

・一時預かり事業に関すること

・延長保育促進事業に関すること

・実費徴収に係る補足給付を行う事業に関すること

・多様な主体が子ども・子育て3法の仕組みに参入することを促進するための事業に関すること

・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関すること

②放課後児童クラブ検討部会

- ・放課後児童クラブに関すること

放課後児童クラブの設備運営基準を含む

③地域ネットワーク部会

- ・①、②以外の地域子ども・子育て事業に関すること
- ・児童虐待防止対策・社会的養護体制の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等に関すること
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること